

第4回定例会に当たり日本共産党港区議団を代表して区長、教育長に質問します。

羽田低空飛行計画の見直しについてです。

10月29日に新宿文化センターで、国交省が提案している「羽田空港の制限表面（円錐表面及び外側水面表面）の変更」に関する公聴会が開かれました。

当日は55名の公述人が意見を述べました。反対の意見は26名、賛成の意見は29名でした。反対の意見の中には視覚障害の方が介助者とともに登壇され、毎日の生活は街の音を頼りに生活している。横断歩道を渡る際も車の音を聞きながら渡っている。飛行機の騒音によって、音がかき消され、安全が守れないと切実に訴えました。風見区議も意見を述べ「国際便を増やすため住民の安全・安心に暮らしたいという願いを踏みにじるものであり、都心上空を飛ばし、事故が起きる可能性があり、事故を起こさないための最大の保証は飛ばないこと」だと住民の思いを発言しました。

驚いたことに賛成の意見を述べた方は、ほとんどが東京国際空港ターミナル株式会社企画部部長、ホテルや旅館の組合や協会代表、全日空、日本航空、ソラシドエアなど企業の代表者です。

「増便により会社の利益になる」との意見です。傍聴者から「航路下で生活している人のことを考えているのか」と言った怒りの声が上がりました。反対の意見を述べた方たちが持ち時間いっぱい使って切実な意見を述べたのに対し、賛成者はわずか数分のみ。自分の番が終わると会場を後にする方が多く見られました。

1) 国土交通省が低空飛行に向けた準備を勧めている今こそ、区長は区民の代表として、羽田増便による低空飛行計画の見直しを国に求めるべきです。

2) 教室型説明会を行うよう国に申し入れること。

答弁を求めます。

。【区長答弁】

ただいまの共産党議員団を代表しての熊田(くまだ)ちづ子(こ)議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、羽田空港新飛行経路についてのお尋ねです。

まず、計画の見直しを国に求めることについてです。

新飛行経路の運用につきましては、国の航空政策として、国の責任において区民の理解を得て進めるべきものと考えております。

このため区は、計画の見直しを国に求めることは考えておりませんが、区民の安全と生活環境を守る立場から、国に対し、騒音や落下物の新たな追加対策や不動産価値の調査結果等を区民の皆さんに、丁寧に説明するとともに、更なる安全対策や騒音対策等に積極的に取り組むよう、引き続き要請してまいります。次に、教室型説明会の開催を国に申し入れることについてのお尋ねです。

教室型説明会の開催については、地域からの要望等を踏まえ、国に要請してまいりましたが、改めて航路下の小学校区など、区内全域で教室型説明会を開催するよう、国に要請してまいります。

災害時の情報提供についてです

台風 19 号が発生したとき、港区では 11 月 9 日午前 9:00 に水防本部を設置、12 日午前 9:00 に高齢者等避難開始を発令し、17 か所の避難所を設置しました。周知の方法はホームページと防災情報メールのみでした。港区の防災計画には 57 か所の避難所が掲載されていますから、自分の住まいから一番近いところを第一の避難所と考えるのが普通です。避難勧告が出てもどこに行ったらよいかわかりません。

ホームページやメール以外に情報を得る手段として、テレビの Lアラートや J:COMで見れると言いますが、どれだけ区民が知っているかが問題です。

また、港区防災計画風水害編に、要配慮者の支援体制とあり、区の役割は高齢者等避難開始、避難勧告の情報を伝達することと明記されています。港区には「要配慮者」が 1, 586 人いますがこの方々へは情報が届いたのでしょうか？

1. ホームページと防災メールだけでは、情報は一部の人にしか届きません。すべての区民に、災害時に情報が入手できるよう Lアラートや J:COMの使い方も含めて繰り返し、丁寧に知らせること。
2. 広報車（青パト）を活用して、災害時の情報提供を行うこと。
3. 防災ラジオの普及を今以上に精力的に行うこと。加齢性難聴者には文字表示付きラジオを支給すること。

それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、災害時の情報提供についてのお尋ねです。

まず、災害時の情報入手方法の周知についてです。

区は、台風第19号の接近に際し、防災行政無線や防災ラジオ、区ホームページ、防災情報メールに加え、SNSや、自宅のテレビから情報を入手できるジェイコムチャンネルやLアラートなどにより、災害情報を発信いたしました。引き続き、これらの情報をより多くの皆さんに活用いただけるよう、情報の入手方法を広報みなとや区ホームページ等で、分かりやすく周知していくとともに、地域の出前講座や地域防災協議会の会合などの様々な機会を捉え、丁寧に説明してまいります。

次に、青色防犯パトロール車両を活用した情報提供についてのお尋ねです。

区では、古川の溢水の危険性が高まった場合など、地域を限定して災害情報を伝える際に、青色防犯パトロール車両による災害情報の広報を行っております。今後も、気象条件や災害の状況などに応じて、青色防犯パトロール車両による情報提供について、取り組んでまいります。

次に、防災ラジオの普及と高齢の難聴者に対する文字表示付きラジオの支給についてのお尋ねです。

区は、防災ラジオが、防災行政無線が聞き取りにくい世帯に行き渡るよう、広報みなとや区ホームページのほか、防災訓練等の機会をとらえて周知に努めております。

防災ラジオは、台風や豪雨の際にも、非常に有効な情報伝達手段であり、引き続き、周知に努めるとともに、配付対象の見直しも含め、一層の普及を図ってまいります。

また、文字表示付き防災ラジオについては、身体障害者手帳に聴覚障害の記載がある方を対象に配付しております。

身体障害者手帳をお持ちでない高齢の難聴者への対応については、今後検討してまいります。

避難所の受け入れについてです。

台風19号が猛威を振るった12日夜、不安を抱えテレビにくぎ付けになっている住民が、目を疑うようなテロップがJ-COM（港区チャンネル）に流れました。避難所について「区民のみなさんのご利用」「港区に就業の方はご利用できません」との内容です。

同日、ツイッターには、これを見た視聴者から『“命を守る行動を”』って言っ

てんだ。ふざけんな』という怒りの投稿があり、1,000を超えるリツイートがありました。台東区でも、ホームレスの人が避難所に行ったら「断られた」ことが大きな問題になりました。

災害から身を守るための避難所、どんな理由であれ選別・差別することがあってはなりません。なぜこんなことが起きたのか、事実関係を明らかにしていただきたい。二度とこんな事態が起きないように、しっかりと対応すべきです。それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、避難所の受入れについてのお尋ねです。
まず、ジェイコムチャンネルの放送に関する事実関係についてです。
ジェイコムチャンネルでは、区ホームページに掲載される避難所開設等の災害情報をテロップで放送しております。区は、当初、自宅で過ごすことが不安な区民を対象に自主避難施設を開設いたしました。その後、警報レベル3の避難準備・高齢者等避難開始の発令に伴い、避難所に移行し、避難が必要な方を例外なく受け入れました。

しかし、避難所へ移行する際に、自主避難施設を避難所へと移行する際にですが、避難者を限定しない旨を案内すべきところを、区ホームページの情報を修正しなかったため、テロップでも誤った情報が放送されました。

次に、再発防止策についてのお尋ねです。

今後、区ホームページに掲載する災害情報については、正確な情報を迅速に発信できるよう、自主避難施設から避難所への移行など、情報の更新が必要な局面でのチェックリストの活用や、複数の職員による確認の徹底など、体制を強化いたします。

また、株式会社ジェイコム東京とは、放送前に双方で内容の確認をするなど、連携を強化し、再発防止を徹底してまいります。

社会保障改悪に反対することについてです。

消費税が10%に増税され、日々の暮らしの中で「必要な物しか買っていない」「広告チラシを見て安い物を買っている」など、多くの区民は生活を守るために必死です。

消費税は社会保障のためと導入され、すでに31年目に入りました。消費税の導入後も社会保障の切り下げが続けられてきました。

安倍政権が設置した「全世代型社会保障検討会議」は10%増税直前に初会

合を開き、社会保障制度のさらなる負担増と給付削減をねらっています。

医療では75才以上の窓口負担を1割から2割に倍増、外来受診時定額負担の新たな導入、湿布薬や花粉症治療薬など薬局で市販されている薬と似た成分を持つ医療用医薬品を保険給付からはずすことなどが検討されています。介護保険では利用料の1割を2割に、要支援1、2に続いて要介護1、2の生活援助サービスも保険給付からはずすことやケアプランに新たに負担を導入することなど、どの分野でも負担増が検討されています。

区民の命を守る区長として、社会保障の改悪をやめるよう国に申し入れるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、社会保障制度の見直しを行わないよう国に要望することについてのお尋ねです。

国は、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、本年9月から開催されている全世代型社会保障検討会議や平成30年度から開催されている社会保障審議会の各部会において、広範な議論を行い、後期高齢者医療制度や介護保険制度における給付と負担のあり方などの見直しを進めております。

これまでも制度を見直す場合には、全国市長会や全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、現状維持を基本とし、検討を慎重に進めていくことなどを国に要望しております。

今後も、国の動向について注視してまいります。

病院再編問題についてです

9月末、厚生労働省は再編・統合の検討が必要と424の公立病院・公的病院の病院名を突然公表しました。港区は済生会中央病院と東京大学医科学研究所付属病院の2カ所です。

患者さんや病院関係者から「病院がなくなってしまうのか」「なくなったら困る」といった不安や心配の声が上がっています。

済生会中央病院の高木誠病院長は、「厚労省の今回のやり方には断固抗議します」と「厚労省の地域医療構想に関する病院名公表に対する当院の見解」を公表しました。(10月11日)。

「患者さんや職員の不安を大きくし動揺させるような、また風評被害原因ともなる突然の病院名の公表という厚労省の今回のやり方には断固抗議する。ある

日突然、厚労省から再編・統合の対象として指定されたことの不条理に憤りを感じます。その病院の地域での貢献度や存在意義を全く無視した一方的な選定方法にも納得できません。当院はすでに公的医療機関等2025プランによって公表したように、今後も急性期機能（高度急性期含む）を中心とした地域医療支援病院、救命救急センター、災害拠点病院として、この地域の中核病院の役割を果たしていきます。したがって、現在のところ、再編・統廃合の計画は全くありませんので、患者さんもこれまで通り安心して受診していただければ幸いです」との力強い内容です。

済生会中央病院は、上記以外にも、無料定額診療の実施や乳児院の運営など社会福祉事業にも取り組んでおり、港区にとってもなくてはならない病院です。今回名前が公表された2つの病院と港区は11月11日に「災害時の緊急救護所に関する協定」を結んだばかりです。

- 1) 再編リストに公表された2つの病院と早急に意見交換を行うこと
- 2) 今回の厚生労働省による「分析結果」の公表に抗議し、撤回を求めること。再編・統合しないよう港区として申し入れること。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、病院再編問題についてのお尋ねです。

まず、再編統合リストの病院との意見交換についてです。

区は、東京都と東京都医師会が共催する、医療機関の代表、港区医師会及び区等で構成された「区中央部の東京都地域医療構想調整会議」に参加し、必要な医療機能について意見交換などを行ってまいりました。

今月11日の会議においては、国が代替可能性がある等とした医療機関リストに掲載している当該病院から直接、現状や意見の聴取が行われました。このため、区独自の意見交換の予定はありませんが、引き続きこの会議において意見交換を行ってまいります。

次に、再編統合しないよう厚生労働省に求めることについてのお尋ねです。今回示された代替可能性がある等の公的医療機関リストは、類似の医療機関が隣接しているかなど全国一律の基準を機械的に適用したものです。各病院の特色や地域特性は考慮されておらず、今後、都道府県ごとに検討を行うこととされております。このため、今回再編統合リストに示された港区内の2つの病院について、直ちに統廃合につながるものではありません。

このため、再編統合しないよう厚生労働省に求める予定はありませんが、

引き続き、「区中央部の東京都地域医療構想調整会議」で、意見交換等を行ってまいります。

こども家庭総合支援センター（児童相談所）についてです

子どもの虐待死などが後を絶たず、多くの方が小さな命をなぜ守れなかったのかと心を痛めています。子どもへの虐待の裏には母親へのDVがあり、一体として支援の必要性が明らかになりました。2度とこのような悲惨な事件を起こさないためにも、「こども家庭総合支援センター」の役割は大きいと思います。行政と議会、そして区民が連携して、すべての子どもの権利が守られ、どの子どもも健やかに育つことのできる社会、その実現のためにも核となる「こども家庭総合支援センター」（児童相談所）実現に私たちもおおいに力を注ぐ決意です。

現在、港区は子ども家庭支援センターで、要保護児童への支援や養育支援、子どもの虐待など子どもに関する相談を受けています。

子ども家庭課の家庭相談センターで、家庭相談や母子・父子の福祉相談、DVを含む女性福祉相談を受けています。

こども家庭総合支援センターが設置されることで、より連携がはかられ支援が強化されることは虐待で苦しむ子どもをなくすためにも虐待を防止するためにも、幅広い子育て支援、区民に寄り添った支援がより強化されることとなります。

区民にとって、一番身近な基礎的自治体だからこそできることが多くあると思います。私たちもよりよい施設になれるよう取り組んで参ります。

質問は職員の確保と体制についてです

児童相談所の設置に向けて、東京都の児童相談所をはじめ、8カ所に13名の職員を研修のために派遣しています。22区で児童相談所を設置するに当たりどこでも職員の確保と育成が課題です。11月7日に行われた、特別区の研修会でも職員確保が課題だと指摘されました。児童相談所では児童精神科医や弁護士などの専門家も必要になります。

専門家も含めた職員体制と職員確保について
答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、(仮称)港区子ども家庭総合支援センターについてのお尋ねです。

まず、児童相談所の職員確保と育成についてです。

区は、東京都、福岡市などの児童相談所に職員を派遣し、児童福祉司、児童心理司等を育成しております。現在、児童相談所長と児童福祉司・児童心理司スーパーバイザーの採用選考を行うなど、職員の確保は着実に進んでおります。区は国の配置基準以上の体制を目指しており、引き続き、職員採用や派遣、専門職研修等に取り組んでまいります。

医師や弁護士配置に当たっては、子どもと家庭の問題に常時対応できる体制を構築するため、医療機関や専門団体等との協議を継続してまいります。

職員の専門性を高めるための移動のあり方についてです。

児童相談所や子ども家庭支援センターは、より専門性が求められることとなります。通常の職員の移動基準である4年から5年の移動では、専門性は育ちにくいと考えます。より専門性を高め、経験豊かな職員配置となるよう、職員移動の期間についても考えるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、児童相談所と子ども家庭支援センター職員の異動年限についてのお尋ねです。

国が定めた児童相談所運営指針では、児童心理司のスーパーバイザーは、10年程度の経験が必要であるとしています。また、特別区職員研修所の児童福祉司及び児童心理司の研修は、修了までに5年程度を要するとしています。

子どもと家庭の相談業務は、様々な相談に日々対応する経験と、職にふさわしい専門研修を積み重ねることで、高い専門性が育成されるものと考えております。

区民が、安心して、高い専門性を備えた職員に相談ができるようにするためには、一定の勤務年数が必要と考えることから、今後、適正な異動年限を検討してまいります。

現在の子ども課にある家庭相談センターは業務の一部を委託しています。DV被害者の相談や保護、母子生活支援施設入所、ひとり親家庭に対する相談や支援といった重要な内容を業務委託しています。これでは職員の専門性は高まりません。業務委託はやめ区の職員で対応すべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、家庭相談センター事業の執行体制についてのお尋ねです。

区は、平成21年4月に、都内で初めて配偶者暴力相談支援センター機能を持つ家庭相談センターを庁内に設置し、相談の受付や制度の案内など一部業務を委託により運営しております。

家庭相談センターに寄せられる相談内容は、年々複雑化・多様化しており、警察や弁護士などの関係機関との調整も多岐に渡っております。受付から支援までより細かな対応が必要とされる中で、事業開始当初と現在では状況が大きく変化しております。

今後、家庭相談センター事業をより適切に運営するため、業務委託の見直しも視野に執行体制の強化・充実を図ってまいります。

バリアフリー化の推進についてです

港区は平成26年に「港区バリアフリー基本構想」を改訂しています。ここでは「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に合わせ誰もが安心、快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進めていく方針です。

先日電動車椅子の方から、「横断歩道を渡るとき歩道と車道の段差が上り切れない」と相談がありました。電動車椅子の方は、乗り降りが困難で交通機関を利用することが難しいことから、近隣だけでなく、かなりの距離を電動車椅子で移動します。

みなとパーク芝浦に電動車椅子で行った際に入り口が分からず、バイク止めの柵で入れなかったようです。

1. 区内全域の横断歩道の段差の調査を行い、早急にバリアフリー化を進めること。
 2. 「みなとパーク芝浦」の線路側玄関への案内板を設置すること。
- それぞれ答弁を求めます

【区長答弁】

次に、バリアフリー化の推進についてのお尋ねです。

まず、横断歩道部の段差のバリアフリー化についてです。

横断歩道部の車道と歩道の段差は、杖で段差を認識する視覚障害者の安全な通行を考慮して設けられております。

区は、視覚障害者はもとより、車いす使用者やベビーカー利用者がより安全に移動できるよう、道路整備や補修の機会を捉え、段差をスロープ状とする改修

を行っております。

今後、区内の横断歩道を速やかに調査し、区道上の横断歩道の改修を進めるとともに、国道、都道管理者に対しても改修を要請することで、バリアフリー化を更に推進してまいります。

次に、「みなとパーク芝浦」線路側玄関への電動車いすを含む車いす利用者への案内板の設置についてのお尋ねです。

現在、「みなとパーク芝浦」敷地周辺では、(仮称)芝浦第二小学校の新築などの工事に伴う仮囲いが設置され、「みなとパーク芝浦」線路側玄関への行き方が分かりにくくなっておりました。

区は、JR田町駅東口方面から、「みなとパーク芝浦」に来られる車いす利用者の方に分かりやすいよう、工事用仮囲いや、敷地内の街路灯の柱など、15箇所に案内板を早急に設置いたしました。

引き続き、区民の皆様が安心して利用できる施設となるよう、努めてまいります。

国民健康保険短期証・資格証の発行をやめることについてです

10月25日付の新聞に横浜市が国民健康保険証の短期証の発行をやめますとの報道がされました。横浜市は今年の8月から短期証の交付をやめて、全員に通常の保険証を交付しています。2016年には、窓口で全額支払わなければならない資格証明書の交付もやめています。

港区は10月31日現在、短期証の発行が6件、資格証の発行が125件です。国民健康保険法は、「短期証や資格証明書交付の際は機械的に一律に運用することなく、納付できない特別の事情があるか否かを適切に判断するように」との留意点をあげ、自治体に通知しています。

横浜市の担当課は、「今回の対応を法や政府の国会答弁、厚労省の通達などの趣旨に基づく対応であり、意図的に支払わないという人はほとんどおらず、適切に判断すれば交付はゼロになる」と話しています。

港区も、区民の命・健康を守る立場で、短期証や資格証明書の発行をやめるべきです。答弁を求めます

【区長答弁】

最後に、国民健康保険短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付を行わないことについてのお尋ねです。

区では、保険料を滞納されている方には、収入状況等個別の事情をお伺いし、丁寧な納付相談を行っております。相談の中で納付のお約束をいただいた場合には、短期被保険者証を交付しております。長期や高額滞納があり、納付相談の案内に応じただけでない場合には、被保険者資格証明書を交付しております。

今後も、相談に来られた方に寄り添った丁寧な納付相談に努めてまいります。よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

最後の質問は教員の働き方改革についてです

政府は、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入する法案を国会に提出しました。学期中の労働時間を延長する代わりに、夏休み期間中に休日をまとめて取れるようになると文部科学省は説明していますが、教育現場の実態からかけ離れた空論です。

教員の長時間労働は依然として深刻で、過労による休職や痛ましい過労死が後を絶ちません。文科省の調査では、中学校教員の約6割、小学校教員の約3割が月の残業80時間超で「過労死ライン」を超えています。

港区では小学校（18校）の6月の平均は約54時間の残業、中学校は47時間の残業となっています。最高では190時間を超える残業をしています。

人間の心身は「繁忙期」の疲労を「閑散期」で回復出来るようにはなっておらず、労働科学研究所の上席主任研究員の佐々木司さんは、「労働時間が長くなれば睡眠が短くなり、情動ストレスの回復を遅らせ、脳・心臓疾患、精神疾患のリスクを高める」と指摘しています。

今やるべきことは、「子どもたちとむきあう」ことができるよう、教員を増やすことです。

教員の「1年単位の変形労働時間制」導入はやめるよう、国に求めること。
答弁を求めます。

【教育長答弁】

ただいまの共産党議員団を代表しての熊田(くまだ)ちづ子議員のご質問にお答えいたします。

教員の「1年単位の変形労働時間制」導入をやめるよう国に求めることについ

てのお尋ねです。

「変形労働時間制」の導入を柱とする「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」案が、今年19日の衆議院本会議で可決されました。

現在、参議院において審議中であることから、制度の導入をやめるよう国に求めることは考えておりませんが、今後も国会での審議を注視してまいります。また、教育委員会としては、引き続き、教職員の勤務実態を、より正確に把握するとともに、「港区教職員の働き方改革実施計画」の取組を着実に進めてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

《再質問1》

羽田空港新飛行経路について

《質問要旨》

今回、提出されている請願においても飛行経路下の町会が増えており、区議会においても新飛行経路を固定化せず別の選択肢を検討することを求める意見書が提出されるなど、住民・議会ともに理解は得られていない。また、公聴会の賛成は、企業がほとんどであり、なぜ企業の利益のために住民の安全安心が脅かされなければならないのか。

区長は、区民の代表であり、区民の安全安心を守るためにも、再度国へ見直しを求めてもらいたい。

《区長答弁要旨》

これまで区は、区民の安全と生活環境を守る立場から、区民へのきめ細かな情報提供、丁寧な説明を行うとともに、安全対策、騒音対策、不動産価値の変動調査などを国に求めてきた。その求めに応じて、国は今回新たに不動産価値の変動調査を実施し、その結果を説明することとしている。

引き続き、区民への丁寧な説明を行うとともに、落下物対策、騒音対策等についても、更なる対策を強化するよう国に求めていく。

《再質問2》

教員の「1年単位の変形労働時間制」導入をやめるよう国に求めることについて

《質問要旨》

繁忙期に増えた勤務時間が時間外労働とみなされず、その分を夏休みで取るのでは、教員の長時間労働の改善にはならない。

長時間労働は教員の健康を害するものであり、教員が健康で心に余裕をもって教育に携われることが、教育にとっても、子どもたちにとっても最も重要なことである。

今も課題である長時間労働の改善と逆行する「変形労働時間制」の導入はやめるべき。

《教育長答弁要旨》

現在、改正法案が参議院において審議中であるため、制度の導入をやめるよう国に求めることは考えていないが、今後も国会での審議を注視していく。

教育委員会としては、まずは教職員の勤務実態を正確に把握することが重要であると考えているため、それを行っていくとともに、「港区教職員の働き方改革実施計画」に計上した取組を着実に実施していくことが、今やるべきことだと考えている。